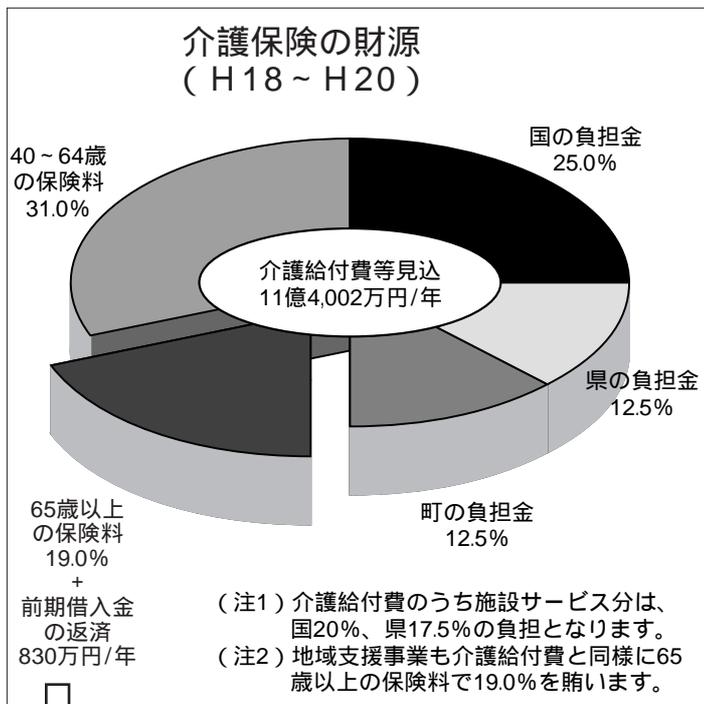


介護保険料を見直しました

65歳以上の人の保険料



65歳以上の高齢者が納める介護保険料は、岩美町で必要な介護サービスの事業費に充て、一人当たりの保険料が決まります。第三期介護保険事業計画で、過去の介護保険の実施状況を分析し、介護予防を積極的に取り組んだ場合の今後の要介護者の人数、介護サービスに必要な事業費などを見込んで、平成18年度から20年度までの介護保険料を改定しました。

介護サービスなどに必要な事業費の19%を高年齢者の保険料で賄う必要があります。高齢者の人口は増加しないのに、介護サービスを利用する要介護認定者が増加しており、今後も増加する傾向にあるので、事業費が膨らむため保険料を増額せざるを得ません。また、16年度と17年度に事業費が計画を上回って、保険料が不足したため、借り入れた借金を返済する費用も今回の保険料に含まれています。

介護保険料段階別一覧表

基準額
4,621円
(月額)

段階	対象者	保険料年額		
		18年度	19年度	20年度
第1段階	・生活保護を受給している人 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	27,700円		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の人	27,700円		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の人	41,600円		
第4段階 (基準額)	世帯の誰かが住民税課税で、本人は住民税非課税の人	55,500円		
	第1段階からの激変緩和措置対象者	36,600円	46,000円	55,500円
	第2段階からの激変緩和措置対象者	36,600円	46,000円	
第3段階からの激変緩和措置対象者	46,000円	50,500円		
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の人	69,300円		
	第1段階からの激変緩和措置対象者	41,600円	55,500円	69,300円
	第2段階からの激変緩和措置対象者	41,600円	55,500円	
	第3段階からの激変緩和措置対象者	50,500円	59,900円	
第4段階からの激変緩和措置対象者	59,900円	64,300円		
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の人	83,200円		

(注1) 「第2段階」は、世帯全員が住民税非課税でも、世帯により所得状況に大きな差があるため、低所得者に配慮して今年度から新たに設定されたものです。従来の基準額であった第3段階は、第4段階に変わっています。

(注2) 「激変緩和措置」は、平成17年度税制改正において、65歳以上(平成17年1月1日時点)の人のうち前年の合計所得金額が125万円以下の人に対する個人の住民税非課税措置が廃止されたことに伴い、保険料の段階が上がる人に対してその急激な変化を緩和するもので、平成18年度と19年度の保険料を減額します。

介護保険料の納め方

特別徴収

老齢年金等が年額18万円以上の人は、年金から天引き特別徴収)されます。2月に特別徴収した金額を8月まで仮徴収し、残りを10月以降に本徴収しますので、10月以降、得に高額となります。

障害基礎年金等を受給されている人で、これまで天引きできなかった人も10月から天引きする場合があります。

特別徴収できない人

次の場合は、特別徴収ができませんので、福祉保健課から送られる納付書にもとづいて、6月からの偶数月の納期に納めてください。

- ・ 老齢年金等が年額18万円未満の人
- ・ 65歳になった年
- ・ 住所を移転したとき
- ・ 4月1日時点で年金を受けていないとき
- ・ 受け取る年金額に変更があったとき など

お問合せ先 福祉保健課

TEL 73-13333

FAX 73-13344

E-mail fukusi@iwami.gr.jp